

9月30日まで
支給期間を延長

国民健康保険・後期高齢者医療の加入者が対象 傷病手当金



国民健康保険または後期高齢者医療の加入者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、勤務先から給与を受け取ることができなかった場合に、傷病手当金を支給します。

今回、支給期間に定められていた期間要件を9月30日まで延長。7月1日以降においても一定の期間、傷病手当金を受けられるようになりました。

- **対象** 次の要件を全て満たす人
 - ▶ 国民健康保険または後期高齢者医療の加入者▶ 新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状で感染の疑いがあり、就労できなかった期間がある場合▶ 勤務先から給与の支払いを受けている加入者で、全額または一部の支給を受けられなかった場合
- **支給期間** 就労できなかった期間のうち、初めの3日間を除いた4日目以降の期間

※就労できなかった期間の4日目が令和2年1月1日～3年9月30日の間に含まれていることが要件

■ **支給額** 1日につき、直近の連続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で割った金額の3分の2

*申請方法など詳しくは、市ホームページで紹介しています



【問い合わせ】本館国保医療課(☎41-3583)

最大で月額
20万円を支給

売上げが減少した旅行関連事業者などが対象 国の月次支援金



国では、「緊急事態措置」及び「まん延防止等重点措置」(以下「対象措置」)の影響緩和を図るため、令和3年4・5月のいずれかの売上げが減少した旅行関連事業者などを対象に月次支援金を支給しています。

- **対象** 次の要件を全て満たす旅行関連事業者など
 - ▶ 対象措置の影響を受けた場合▶ 令和3年4・5月のいずれかの売上げが、前年同月または前々年同月に比べ50%以上減少した場合
- **給付額** 「基準月の売上げ」から「対象月の売上げ」を差し引いた額
- ※1 基準月…令和元年または2年における対象月と同じ月
- ※2 対象月…対象措置が実施された月のうち、前年同月または前々年同月に比べ売上げが50%以上減少した月

- **上限額** ▶ 中小法人など…月額20万円▶ 個人事業者など…月額10万円
- **申請期限** 8月15日(日)まで
- **申請方法** 経済産業省が開設している「月次支援金の申請用ホームページ」から電子申請
- **相談窓口**
 - **国の電話相談窓口**
経済産業省月次支援金申請者専用相談窓口(☎0120-211-240)
 - **申請サポート会場(完全予約制)**
マリオス[盛岡市盛岡駅前通2-9-1(☎0120-211-240)]

*申請方法など、詳しくは市ホームページで紹介しています

【問い合わせ】本館商工労政課(☎41-3539)

最大で
2年間猶予

個人市県民税などの納税の猶予制度



新型コロナウイルス感染症の影響などにより、市税の納付が困難な人は「徴収の猶予制度」または「申請による換価の猶予制度」を利用することができます。

*「徴収猶予の特例制度」を利用した人で、引き続き市税の納付が困難な場合は、申請することで納税を猶予

①徴収の猶予制度

- **対象** 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、次のいずれかに該当し、市税を一時に納付または納入することが困難な人▶ 感染症患者が発生した施設で消毒作業のため備品を廃棄したなど、財産に相当な損失が生じた場合▶ 本人または家族が病気になった場合▶ 事業を廃止または休止した場合▶ 事業に著しい損失を受けた場合

②申請による換価の猶予制度

- **対象** 市税を一時に納付または納入することが困難な人

①②共通

- **対象となる市税** ▶ 個人市県民税▶ 法人市民税▶ 固定資産税▶ 軽自動車税▶ 市たばこ税▶ 入湯税▶ 国民健康保険税
- **納税の猶予期間** 1年間
- ※やむを得ない理由があると認められた場合は、最大で2年間
- **申請期限** 税の種類ごとに定められている納期限
- **延滞金** 2分の1または全額を免除
- **申請方法** 申請書に必要事項を記入の上、収入や現預金の状況が分かる資料(提出が困難な人には市から電話するなど、口頭で確認します)を添えて、本館収納課(〒025-8601花城町9-30)へ郵送で提出してください。

*e L T A Xによる申請も可能です。詳しくは、市ホームページで紹介しています

【問い合わせ】本館収納課(☎41-3531)

補助率2分の1
上限500万円

県内の宿泊事業者が対象 観光宿泊施設緊急対策事業費補助金



県では、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む県内の宿泊事業者を対象に、感染症対策やワーケーションなどの受け入れ環境整備などの費用を支援しています。

- *令和2年5月14日以降に着手済みで、国などから、本制度とは別の補助金を受けている場合は対象外
- **対象** 県内の宿泊事業者
- **補助対象事業**
 - 感染症対策物品の購入など
 - ワーケーションなどの受入環境整備

区分	内容
設備・備品の購入 ※備品リリース可	サーモグラフィー、非接触式体温計、アルコール噴霧器、サーキュレーター、アクリル板、空気清浄器、CO ₂ 濃度測定器、空気清浄機能付きエアコンなど
消耗品の購入	マスク、フェースシールド、ビニール手袋、遮蔽用ビニール、アルコール消毒液、使い捨て食器類など
専門家による感染症対策の検証	調査手数料など

- **補助率・上限額** 2分の1(上限500万円)
- **申請期限** 12月28日(火)

*申請方法など、詳しくは県ホームページで紹介しています

【問い合わせ・申請】県南広域振興局経営企画部産業振興室(☎0197-22-2843)